



新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画

法人名	株式会社ムッシュ	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	西村大悟	管理者	須磨健太
所在地	大阪市天王寺区 上本町 8-7-8	電話番号	06-4302-4833

2024年1月5日
2025年1月7日改定

新型コロナウイルス感染症等発生時における業務継続計画

法人名：株式会社ムッシュ
事業所名：ウキウキさくらんぼ

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、株式会社ムッシュ【ウキウキさくらんぼ】内の虐待防止委員会とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

西村大悟の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

(1) 体制構築・整備

担当者名/部署名	法人本部における職務（権限・役割）	
	本部長	<ul style="list-style-type: none">法人本部組織の統括緊急対応に関する意思決定
	事務局長	<ul style="list-style-type: none">本部長のサポート本部の運営実務の統括関係各部署への指示
	事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none">事務局長のサポート関係各部署との窓口
	関係部署 児童発達支援 (3階担当)	<ul style="list-style-type: none">事務局のサポート
	関係部署 放課後等デイサービス (5階担当)	<ul style="list-style-type: none">事務局のサポート

(2) 情報の共有・連携

*情報共有範囲の確認

- ・感染症対応/様式2 施設・事業所外連絡リストを活用し情報共有範囲のリストの作成を行う。

*報告ルールの確認

- ・事業所外連絡への連絡は事務局メンバーの児童発達支援管理責任者が行う。
但し、児童発達支援管理責任者が不在の場合は事務局長が行い、事務局長が不在の場合は関係部署のスタッフが行う。

*報告先リストの作成・更新

- ・感染症対応/様式2 施設・事業所外連絡リストは6か月に一度見直しを行い更新する。

(3) 感染防止に向けた取組の実施

必要な情報収集と感染防止に向けた取組を実施する。

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報

情報先	アクセス
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/taisakumatome_13635.html
天王寺区役所 健康福祉課	06-6774-9882
大阪市福祉局 障がい者施策部	06-6208-7986

*基本的な感染症対策の徹底

項目	対策
スタッフ入館時の手指消毒	2階エントランスにカネバスを設置
スタッフ入室時のうがい	各更衣室横の洗面にて行う
スタッフのマスク着用	流行の状態では判断せず一定期間の着用を継続する。

各施設の消毒（車両を含む）	① 消毒用アルコール等での拭き取り ② 次亜塩素酸の噴霧
利用者入室時の手指消毒とうがい	各指導訓練室にて徹底
利用者のマスク着用	健康状態と個人の特性に留し状況を総合的に鑑みた上で着用を促す。
利用者の隔離	発熱や総合的な健康状態を鑑み、他児との交流を制限する。

*利用者・職員の体調管理

・感染症対応_様式 3_職員・利用者 体温・体調チェックリストを用いて行う。
 チェックリストはファイルし 2 階事務所の書庫内に保管する。
 但し、職員についてはコロナ感染症が 5 類相当に変更された現状を総合的に鑑み、新たにコロナ感染症及びこれに類する感染症の蔓延が顕著である事（緊急事態宣言が発出されるなど）の状況でない限り日常業務への負荷が大きくなる懸念から暫定的に行わないものとする。

*事業所内出入り者の記録管理

感染症対応_様式 8_来所者立ち入り時体温チェックリストを用いて行う。
 但し、コロナ感染症が 5 類相当に変更された現状を総合的に鑑み、新たにコロナ感染症及びこれに類する感染症の蔓延が顕著である事（緊急事態宣言が発出されるなど）の状況でない限り暫定的に行わないものとする。

（４）防護具・消毒液等備蓄品の確保

*保管先・在庫量の確認、備蓄

感染症対応_様式 6_備蓄品リストを用いて行う。
 但し、コロナ感染症等の感染症の蔓延状況を総合的に鑑みリストは 6 か月に一度見直しを行い更新する。

（５）職員対応（事前調整）

*職員の確保

・正職員/非正規職員の連携を密にし、非常時に対応できる体制を整える。

*相談窓口の設置

- ・事務局長を相談窓口とする。

(6) 職員対応（事前調整）

*運営基準との整合性確認

- ・別紙/コロナ休業規定との基本として運営を行う。
- 但し、コロナ感染症が5類相当に変更された現状を総合的に鑑み、新たにコロナ感染症及びこれに類する感染症の蔓延が顕著である事（緊急事態宣言が発出されるなど）の状況でない場合についてはこの限りではない。

*業務内容の調整

- ・感染症対応_様式7_業務分類（優先業務の選定）を用いて行う。
- 但し、コロナ感染症が5類相当に変更された現状を総合的に鑑み、新たにコロナ感染症及びこれに類する感染症の蔓延が顕著である事（緊急事態宣言が発出されるなど）の状況でない場合についてはこの限りではない。

(7) 研修・訓練の実施

*BCP の共有

- ・当該計画書に基づき内容の共有化を図る。

*BCP の内容に関する研修

- ・当該計画書に基づき年に一回以上の研修を行う。研修は正職員全員の参加を基本とし、やむを得ず参加できない正職員及び非正規職員に対しては、回覧の閲覧、休憩更衣室への掲示を行うものとする。

*BCP の内容に沿った訓練

- ・当該計画書に基づき年に一回以上の訓練を行う。研修は正職員全員の参加を基本とし、やむを得ず参加できない正職員及び非正規職員に対しては、回覧の閲覧、休憩更衣室への掲示を行うものとする。

(8) BCP の検証・見直し

*課題の確認

- ・外部要因（感染症に対する社会環境）と内部要因（当事業の人員、設備等に起因する要因）を総合的に鑑み定期的に課題の確認を行う。

*定期的な見直し

- ・外部要因と内部要因を総合的に鑑み定期的に見直しを行う。

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

- 西村大悟の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括		
医療機関、受診・相談センターへの連絡		
利用者家族等への情報提供		
感染拡大防止対策に関する統括		

2 対応事項

(1) 第一報

- 管理者への報告
感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。
(管理者/須磨健太)
- 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡
感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。
- 事業所内・法人内の情報共有
事業所グループライン【常勤/さくらんぼ】【全体/さくらんぼ】の双方にて情報共有を行う。
- 指定権者への報告
感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。
(指定権者/大阪市福祉局)
- 相談支援事業所への報告
感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。
- 家族への連絡
ライン連絡を主とし行う。

(2) 感染疑い者への対応

- ・利用者のサービス休止

発熱がある場合、もしくは感染疑いが強いと判断した場合、利用者へのサービスを休止する。

- ・利用者の医療機関受診

発熱がある場合、もしくは感染疑いが強いと判断した場合、保護者に対し速やかな医療機関受診を促す。

(2) 消毒・清掃等の実施

- ・場所（居室・共用スペース等）、方法の確認

利用者の発熱がある場合、もしくは感染疑いが強いと判断した場合、当日の利用状況を総合的に鑑み、仮に児童発達支援施設で児童発達支援施設利用児に感染疑いが発生した場合、

児童発達支援施設利用児を放課後等デイサービス施設へ移動。

放課後等デイサービス施設で放課後等デイサービス施設利用児に感染疑いが発生した場合、

放課後等デイサービス施設利用児を児童発達支援施設へ移動する。

その間に拭き取り、噴霧等にて消毒作業を行う。

該当児については、施設 1 階北側を使用することを基本とする。1 階居室中央辺りにパーティションを設置。パーティション北側に隔離する。

上記の対応を基本とするが、仮に当日の利用人数等によりこの対応が難しい場合は全体統括の指示の元、2 階面談室や 7 階更衣室を暫定的に使用する。

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

役割	担当者	代行者
全体統括		
関係者への情報共有		
再開基準検討		
感染拡大防止対策に関する統括		

2 対応事項

- ・ 都道府県・保健所等と調整

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

- ・ 訪問サービス等の実施検討

感染状況を総合的に鑑み、全体統括の判断により、その実施を検討する。

- ・ 相談支援事業所との調整

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

- ・ 利用者・家族への説明

ライン連絡を主とし行う。

- ・ 休業/再開基準の明確化

新型コロナ感染症等の感染者数の占める割合が、利用者契約総数に対する比率（感染者比率）で

① 15%を超えた状態で推移し1週間経過後に減少に転じない場合。

② 20%を超えた場合。

を休業基準とし、全体統括が管轄行政機関等との相談した結果判断をする。

休業期間は3日間とし、（感染者比率）15%を割った状況が確認できれば

全体統括が管轄行政機関等との相談した結果、再開を判断する。

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

役割	担当者	代行者
全体統括		
関係者への情報共有		
感染拡大防止対策に関する統括		
勤務体制・労働状況		
情報発信		

2 対応事項

(1) 保健所との連携

- ・濃厚接触者の特定への協力

感染症対応_様式 4_感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リストを用いて行う。

- ・感染対策の指示を仰ぐ

管轄行政機関等及び保健所からの指示を仰ぐ。

(2) 濃厚接触者への対応

【利用者】

- ・自宅待機

定められた基準に基づき自宅待機のお願いをする。

但し、コロナ感染症が5類相当に変更された現状を鑑み、その対応はインフルエンザと同等とする。

- ・相談支援事業所との調整

【職員】

- ・自宅待機

定められた基準に基づき自宅待機を支持する。

但し、コロナ感染症が5類相当に変更された現状を鑑み、その対応はインフルエンザと同等とする。

(3) 防護具・消毒液等の確保

- ・在庫量・必要量の確認

感染症対応_様式 6_備蓄品リストを用いて行う。

- ・調査先・調達方法の確認

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

(4) 情報共有

- ・事業所内・法人内での情報共有

事業所グループライン【さくらんぼ申し送り LINE】【全体/さくらんぼ】の双方にて情報共有を行う。

- ・利用者・家族との情報共有

ライン連絡を主とし行う。

- ・自治体（指定権者・保健所）との情報共有

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

- ・自治体（指定権者・保健所）との情報共有

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

- ・関係業者等との情報共有

感染症対応_様式 2_施設・事業所外連絡リストを用いて行う。

(5) 過重労働・メンタルヘルス対応

- ・労務管理

勤務実績表を用いて行う。適宜、社会保険労務士との意見交換の時間を設ける。

- ・長時間労働対応

有事の際の対応について、有資格者の不足が発生しないよう長時間労働対応については労働基準監督局の定めるところを遵守し、指定権者及び各関係機関との確認を密に行う。

- ・コミュニケーション

長時間労働が発生する場合はコミュニケーションを密にし、過労等への配慮を行う。

(6) 情報発信

- ・関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応

全体統括が窓口として行う。

<更新履歴>

更新日	更新内容
2024/1/23	コロナ5類相当に対する対応
2025/1/7	人員変更

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q&A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q&A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html